

伐採及び伐採後の造林の届出等の制度について

■ 森林を伐採するときは届出が必要です

- ① 立木を伐採するときは、事前に「伐採及び伐採後の造林の届出書」
- ② 伐採後の造林が完了したときは、「伐採及び伐採後の造林に係る森林の状況報告書」

を当該森林が所在する市町村長に提出することが森林法で義務づけられています。

制度の目的

森林の伐採及び伐採後の造林が、うきは市森林整備計画に適合して適切に行われ、健全で豊かな森林を作ることができるよう提出していただくものです。

対象となる森林

「地域森林計画の対象森林」となっている民有林

ただし、保安林や地域森林経営計画が立てられている森林等はこの限りではありません。

提出の時期

- ① 伐採及び伐採後の造林の届出：伐採を始める**90日から30日前まで**
- ② 伐採及び伐採後の造林に係る森林の状況報告：造林を完了した日から**30日以内**

提出者

「森林所有者」または「立木を買い受けた者(伐採を行う者)」

※伐採を行う者と造林を行う者(通常は森林所有者)が異なる場合は、連名で提出してください。

届出に必要な書類

- 伐採及び伐採後の造林の届出書
- 土地所有者が確認できる書類(登記事項証明書等)
- 伐採を行う森林の位置図(森林計画図あるいは字図等)
- 立木を買い受けて伐採を行う場合は、立木の売買契約書等

※上記のほかにも、市長が必要と認める書類を求める場合があります。

届出書を提出せずに伐採した場合

- ① 伐採及び伐採後の造林の届出:100万円以下の罰金
- ② 伐採及び伐採後の造林に係る森林の状況報告:30万円以下の罰金